

▶メカトロニクス技術科のカリキュラム

期	1期	2期	3期	4期
月	10月	1月	4月	7月 9月
1 年 次	キャリア形成概論		職業社会概論	
	数学			
	物理		保健体育	
	安全衛生工学		メカニズム	
	メカトロニクス基礎実習	工業力学	電子工学概論	制御工学
	パソコンリテラシー	材料力学		電子工学Ⅰ
	基礎製図		制御工学概論	電子工学Ⅱ
	基礎工学実験	情報工学概論		情報工学Ⅰ
	電気工学基礎実験	電気工学概論	CAD実習	
		メカトロニクス工学		
	計測実習	プログラミング実習		
	精密測定			機械工学実験
	機械加工		アナログ回路実習	デジタル回路実習
	機械加工実習		シーケンス制御実習	マイコン制御実習
	電気工学基礎実習	インターンシップ	メカトロニクス実習Ⅰ	

期	5期	6期	7期	8期
月	10月	1月	4月	7月 9月
2 年 次	インターンシップ		就労型実習 (就職)	
	英語			
	生産システム工学			
	工業材料			
	情報工学Ⅱ	生産工学		
	数値制御加工実習Ⅰ	数値制御加工実習Ⅱ		
	システム設計	CAD/CAM実習		
	インターフェース実習			
	システム制御実習	生産システム実習		
	メカトロニクス実習Ⅱ			
空圧制御実習	設備工学概論			

企業実習生の受入れ、あるいは求人の方どちらか一方だけでも問題ございません。ご検討くださいますようお願い申し上げます。

▶企業実習生受入れについて

貴社にてメカトロニクス技術科の企業実習生を受入れていただけるようでしたら、別添の「企業実習生受入れ調査票」にご記入のうえ、FAXまたは郵送にてご返送ください。

▶修了生採用について

メカトロニクス技術科の修了生を採用いただけるようでしたら、別添の求人票にご記入のうえ、FAXまたは郵送にてご返送ください。

千葉職業能力開発短期大学校 学務援助課 TEL: 043-242-4193 FAX: 043-248-5072

機械と電気を学んだ人材を採用しませんか！



企業実習生
受入れのお願い

メカトロニクス技術科

国立工科系短期大学校【2年制】

千葉職業能力開発短期大学校

01 メカトロニクス技術科について

◆メカニクス(機械工学)やエレクトロニクス(電気・電子工学)、コントロール(制御工学)、プログラミング(情報工学)などの知識・技能・技術を習得し、工場におけるオートメーションシステムの設計・製作や保守点検ができるエンジニアの育成を目指しています。

→カリキュラムの詳細については、最終ページをご参照ください。

◆若者を一人前の職業人に育てることを目標に、企業における複数回の実習と当校における学習を組み合わせたカリキュラムとなっております。

→企業実習の詳細については、このページの後半をご参照ください。



▶メカトロニクス技術科の主な授業の流れ

	1年				2年			
	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	9月
機械分野	機械加工		6月	10月	レーザ加工	マシニングセンタ	就職 (就労型実習)	
	機械製図・2DCAD		3DCAD・3Dプリンタ		生産システム設計・実習			
	機械実験	プログラミング						
電気分野	電気実験	電子回路	PLC制御	モータ制御				
	パソコン	電気工事	産業用ロボット	マイコン制御				

02 企業実習について

メカトロニクス技術科では、インターンシップと就労型実習の2種類の企業実習を実施しております。また、企業実習の実施時期・期間についてはご相談のうえ決定させていただきますが、概ね次のとおりです。なお、受入れについては次の①～③のうち、1回だけでも問題ございません。

▶インターンシップ

自らの専門分野、将来のキャリアとしたい分野の企業での就業体験により、業界研究や職業意識の啓発を行うことを目的としております。

- ①1年次6月頃(入校から約8ヶ月経過):5日間
- ②2年次10月頃(入校から1年経過):5日間

▶就労型実習

実際に企業で雇用され、従業員として仕事をすることを通じ、職業人としての基礎力を身につけることを目的としております。なお、就労型実習終了後もそのまま継続雇用が可能です。

- ③2年次4月頃から(入校から1年6ヶ月経過):5～6ヶ月間

※①～③の実習の期間は目安です。貴社のご都合に合わせて、ご相談させていただきます。

08 企業実習を受入れていただくにあたって

▶インターンシップ

①カリキュラム

実習生に従事させる作業内容等について、当校職員とご相談のうえ作成をお願いいたします。

②委託費

当校より実習生1人につき、1日あたり税抜き3,000円の委託費をお支払いいたします。

③委託契約の締結

実習条件・安全等に関する義務責任関係を明確にしておくために、当校と委託契約のご締結をお願いいたします。

④指導担当者の選定

実習生を指導する指導担当者のご選定をお願いいたします。

⑤その他

- ▶実習日誌、実習生評価表等への記載をお願いいたします。
- ▶当校職員の実習生への巡回指導のための訪問についてご了承をお願いいたします。

▶就労型実習

①従事させる業務内容について

貴社が希望する業務内容をご提示ください。

②賃金について

実習生の賃金については、貴社の規定によりお支払いをお願いいたします。

③社会保険・労働保険について

実習生の社会保険・労働保険については、貴社の規定によりご加入をお願いいたします。

④雇用契約の締結

- ①～③等、実習生との間で、雇用契約のご締結をお願いいたします。
- ※貴社と実習生の双方が合意し、就労型実習を終え、当校の課程を修了したのちも実習生を社員として採用いただける場合は当校修了後の採用の有無についてもご明示いただけましたら幸いです。

⑤覚書の取り交わしについて

実習等について当校と覚書のご締結をお願いいたします。

⑥実習生の選考について

①「従事させる業務内容」を希望する学生を紹介させていただきますので、貴社の従来の選考方法により実習生の選考をお願いいたします。面接等の日程については事前に相談させていただきます。

⑦実習生評価表について

①「従事させる業務内容」を基に当校職員とご相談のうえ作成をお願いいたします。

⑧指導担当者の選定

実習生を指導する指導担当者のご選定をお願いいたします。

⑨その他

- ▶実習日誌、実習生評価表等への記載をお願いいたします。
- ▶当校職員の実習生への巡回指導のための訪問についてご了承をお願いいたします。
- ▶就労型実習につきましては、当校より委託費のお支払いはございません。

※詳細は以上のとおりですが、ご連絡いただけましたら、詳しくご説明させていただきます。

▶お問合せ先

千葉職業能力開発短期大学校

学務援助課

〒260-0025

千葉県千葉市中央区問屋町2-25

TEL:043-242-4193 FAX:043-248-5072

